

証券コード 4362

2022年6月2日

株主各位

大阪府中央区備後町2丁目4番9号

日本精化株式会社

取締役社長 矢野 浩史

第154回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第154回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、株主の皆様の新型コロナウイルス感染リスクを避ける為、極力、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って、2022年6月22日（水曜日）午後5時40分までに、同封の議決権行使書を到着するようにご返送いただくか、インターネット等で議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月23日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府中央区備後町2丁目5番8号
日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第154期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第154期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| <会社提案> | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 役員報酬制度の改定に伴う、取締役に対する報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入の件 |
| 第5号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |
| <株主提案> | |
| 第6号議案 | 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件 |
| 第7号議案 | 自己株式取得の件 |

以 上

~~~~~  
◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15

条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.nipponseika.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<https://www.nipponseika.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせ致します。
- ◎株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供はとりやめさせていただきました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。  
<https://p.sokai.jp/4362/>





## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月23日（木曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）  
午後5時40分到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

6ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）  
午後5時40分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法は次のページをご参照ください

書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。また、インターネット等によって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。



■議決権行使書の記載例

記載例は、会社提案すべて賛成・株主提案すべて反対の場合のものです。

| 議案   | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案<br><small>(下の候補者を除く)</small> | 第4号議案 | 第5号議案 | 議案   | 第6号議案 | 第7号議案 |
|------|-------|-------|------------------------------------|-------|-------|------|-------|-------|
| 会社提案 | 賛     | 賛     | 賛                                  | 賛     | 賛     | 株主提案 | 賛     | 賛     |
|      | 否     | 否     | 否                                  | 否     | 否     |      | 否     | 否     |

第1号議案から第5号議案は当社取締役会からご提案させていただきます議案です。

第6号議案及び第7号議案は一部の株主様からのご提案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。ご賛同いただける場合、株主提案には「否」の○印をご表示ください。

第4号議案と第6号議案とは、両立しない関係にあります。従いまして、第4号議案及び第6号議案のいずれにも賛成される旨の表示をされますと、それぞれの議案への議決権行使は無効として、お取り扱い致します。

各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱い致します。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

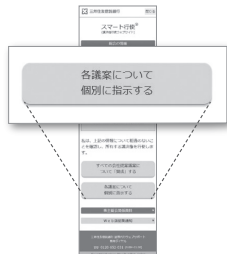
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

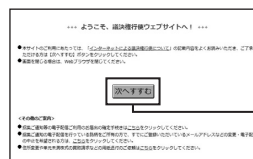
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

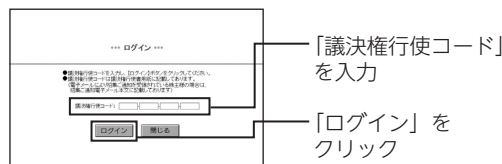
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

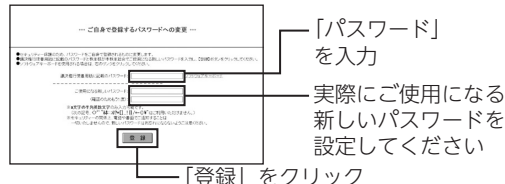
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### ① 概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の浸透や各国政府の経済施策効果による世界経済の回復に伴う米国、中国向けを中心とした輸出の増加が景気回復を牽引し、一部の業界には依然弱さがみられるものの持ち直しの動きが続いております。一方で、新型コロナウイルスは新たな変異株の感染が拡大しており、また、世界的なサプライチェーンの混乱や原材料価格・原油価格の高騰、インフレ圧力、金融政策・為替相場の動向に加え、足許では、ウクライナ情勢などのリスクもあり、先行きは不透明な状況が続いております。

このような事業環境のなかで、当社グループは経営基盤の更なる強化に取り組むとともに、収益拡大に貢献する製品開発とその拡販に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は334億4千8百万円（前期比9.6%増）と増収となりました。また、利益面は営業利益48億8千1百万円（同23.9%増）、経常利益51億2千7百万円（同23.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は34億7千2百万円（同25.9%増）となりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## ② 部門別の状況

| 部 門       | 当期（連結） |       | 前期（連結） |       | 前期比増減  |       |
|-----------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|           | 金 額    | 構成比   | 金 額    | 構成比   | 金 額    | 増減率   |
| 工 業 用 製 品 | 23,600 | 70.6  | 19,305 | 63.3  | 4,295  | 22.2  |
| 家 庭 用 製 品 | 8,646  | 25.8  | 10,069 | 33.0  | △1,423 | △14.1 |
| そ の 他     | 1,201  | 3.6   | 1,134  | 3.7   | 67     | 5.9   |
| 合 計       | 33,448 | 100.0 | 30,509 | 100.0 | 2,939  | 9.6   |

### （工業用製品部門）

化粧品事業では、ラノリン・コレステロールは、欧州、米国、中国の景気回復に伴い海外向け販売が大幅に増加しました。化粧品用原料は、中国の化粧品市場の回復や、国内顧客の大型製品に当社品が採用されたことなどにより前年同期を上回りました。リピッド事業は、医薬用リン脂質の海外向け拡販が計画通りに進みました。また、精密化学品事業では、汎用工業用原料は、半導体、自動車などの需要が回復し販売が増加しました。一方で、機能性コーティング剤は、医療用保護メガネ用途の需要が落ち着き、販売が減少致しました。この結果、当部門の売上高は236億円（前期比22.2%増）となりました。

### （家庭用製品部門）

新型コロナウイルス感染拡大により環境衛生関連市場は底堅く推移しましたが、新規業者参入などの影響もあり品薄状態が解消され販売が減少致しました。この結果、当部門の売上高は86億4千6百万円（前期比14.1%減）となりました。

### （その他の部門）

その他の部門の売上高は12億1百万円（前期比5.9%増）となりました。

## （2）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、27億1千6百万円（前期比21.9%増）でその主なものは新プラント建設、設備の増強投資並びに設備の維持投資であります。

## （3）資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資及び運転資金につきましては、自己資金をもって充当し、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大など大きな環境変化がもたらす影響も踏まえ、工業用製品では、化粧品分野においてはリン脂質素材、機能性油剤、生理活性物質、ラノリン誘導體などの注力分野においてグローバルに採用される原料メーカーになることを目指し、サステナブル製品の開発、新規・既存製品の各種機能性評価による新たな価値創造、「顧客の用事（対処すべき課題）」に対応した新たなソリューションの開発を強化するとともに、国内外学会での研究成果の学術発表なども積極的に推進し、当社ブランドの価値向上と販売拡大に注力致します。リピッド分野においては当社独自技術の「医薬用リン脂質」では、既存分野での競争力強化、事業領域拡大を目指したアンメットメディカルニーズ（いまだに治療法が見つからない疾患に対する医療への要望）やドラッグ・リポジショニング（既存の治療薬から別の疾患に有効な薬効を見つけ出し、新薬を開発すること）に対応する独自製品の開発及びこれらを用いた川下分野への研究開発を推進するとともに、公表済みの高砂工場における新工場の着実な立ち上げに注力致します。精密化学品分野においては脱炭素化に貢献するペロブスカイト太陽電池に用いられる正孔輸送材料、高速通信に必須な低誘電率や高耐熱等の機能を持つ樹脂材料といった高機能素材や、医療用保護メガネ向け防曇コーティングなどの機能性コーティング剤における新規事業領域の研究開発に注力致します。家庭用製品では、衛生管理へのニーズの高まりを受けて成長した衛生用品市場でのシェア拡大、医療分野向けの新製品をはじめとする環境衛生商品の開発と拡販に注力致します。また、新規事業参入に向けた取り組みを強化してまいります。

また、当社グループは、新たな価値を提供できる企業を目指したデジタル化とサステナブル社会の実現と持続的な成長の両立を目指しサステナビリティへの取り組みを推進してまいります。

以上のように、更なる成長に向けて基盤構築を迅速に実行し、当社グループを取り巻く厳しい環境を乗り越える強固な経営体質を構築してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                     | 2018年度   | 2019年度   | 2020年度   | 2021年度<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------|----------|----------|----------|---------------------|
| 売 上 高 (百万円)             | 28,084   | 29,047   | 30,509   | 33,448              |
| 経 常 利 益 (百万円)           | 3,503    | 3,920    | 4,154    | 5,127               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)   | 2,303    | 2,621    | 2,758    | 3,472               |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 96.98    | 110.37   | 116.17   | 146.32              |
| 総 資 産 (百万円)             | 48,214   | 47,561   | 53,265   | 54,807              |
| 純 資 産 (百万円)             | 37,795   | 38,399   | 42,846   | 44,560              |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)     | 1,562.03 | 1,589.64 | 1,773.54 | 1,851.84            |

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                     | 2018年度<br>(第151期) | 2019年度<br>(第152期) | 2020年度<br>(第153期) | 2021年度<br>(当期) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| 売 上 高 (百万円)             | 13,233            | 14,035            | 12,864            | 15,660         |
| 経 常 利 益 (百万円)           | 2,612             | 2,908             | 2,318             | 3,922          |
| 当 期 純 利 益 (百万円)         | 1,922             | 2,120             | 1,438             | 2,977          |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 80.96             | 89.28             | 60.57             | 125.46         |
| 総 資 産 (百万円)             | 41,819            | 41,239            | 45,581            | 46,966         |
| 純 資 産 (百万円)             | 30,866            | 31,228            | 34,015            | 34,860         |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)     | 1,299.78          | 1,315.03          | 1,432.42          | 1,476.16       |
| 自 己 資 本 比 率 (%)         | 73.81             | 75.72             | 74.63             | 74.22          |

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                   | 資本金          | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                  |
|-----------------------|--------------|---------|--------------------------|
| 日精興産株式会社              | 90,000千円     | 100.0%  | 不動産の賃貸                   |
| 日精バイリス株式会社            | 45,000千円     | 100.0%  | 化学品の販売<br>薬理・安全性試験の受託    |
| 株式会社アルポー              | 213,578千円    | 100.0%  | 業務用石けん・洗剤の製造販売           |
| オレオトレード・インターナショナル株式会社 | 10,000千円     | 90.0%   | 植物性油脂輸入販売                |
| 日精プラスチック株式会社          | 120,000千円    | 100.0%  | 合成樹脂製品及び住宅資材販売           |
| 四川日普精化有限公司            | 11,385千USドル  | 76.3%   | 脂肪酸アמיד及び機能性コーティング剤の製造販売 |
| 日隆精化國際股份有限公司          | 20,000千新台幣ドル | 75.0%   | 工業用製品の販売                 |

## (7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は工業用製品、家庭用製品、その他であり、各事業の主要な品目は下記の通りであります。

| 部門    | 主要品目                                                   |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 工業用製品 | 化粧品用原料、ラノリン・コレステロール、リン脂質、機能性コーティング剤、樹脂添加剤、植物性油脂、合成樹脂製品 |
| 家庭用製品 | 業務用洗剤、薬用石けん液、除菌・殺菌剤                                    |
| その他   | 不動産の賃貸<br>薬理・安全性試験の受託                                  |

## (8) 主要な営業所及び工場

### ① 当社の主要な営業所及び工場

| 名 称         | 所 在 地     |
|-------------|-----------|
| 本 社         | 大阪府大阪市中央区 |
| 東 京 支 店     | 東京都中央区    |
| 高 砂 工 場     | 兵庫県高砂市    |
| 加 古 川 東 工 場 | 兵庫県加古川市   |
| 研 究 所       | 兵庫県高砂市    |

### ② 子会社の主要な営業所及び工場

| 名 称                     | 所 在 地     |
|-------------------------|-----------|
| 日 精 興 産 株 式 会 社         | 大阪府大阪市中央区 |
| 日 精 バ イ リ ス 株 式 会 社     | 大阪府大阪市中央区 |
| 株 式 会 社 ア ル ボ ー ス       | 大阪府大阪市中央区 |
| オレオトレード・インターナショナル株式会社   | 東京都中央区    |
| 日 精 プ ラ ス テ ッ ク 株 式 会 社 | 東京都中央区    |
| 四 川 日 普 精 化 有 限 公 司     | 中国四川省綿陽市  |
| 日 隆 精 化 國 際 股 份 有 限 公 司 | 台湾新北市     |

## (9) 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数          | 前連結会計年度末比増減      |
|------------------|------------------|
| 684 <sup>名</sup> | +13 <sup>名</sup> |

(注) 上記には嘱託、臨時使用人を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 38,413,600株  
 (2) 発行済株式の総数 23,615,507株 (自己株式 1,756,940株を除く。)  
 (3) 株主数 2,746名  
 (4) 大株主

| 株主名                                                      | 持株数   | 持株比率  |
|----------------------------------------------------------|-------|-------|
| 太陽鋳工業株式会社                                                | 3,833 | 16.23 |
| 日本精化企業持株会                                                | 2,355 | 9.97  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                  | 1,826 | 7.73  |
| 日油株式会社                                                   | 1,039 | 4.40  |
| MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB | 848   | 3.59  |
| NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC                             | 800   | 3.39  |
| 日本精化従業員持株会                                               | 592   | 2.51  |
| 双日株式会社                                                   | 540   | 2.29  |
| 東京海上日動火災保険株式会社                                           | 487   | 2.07  |
| 小野薬品工業株式会社                                               | 394   | 1.67  |

(注) 当社は、自己株式1,756千株を保有しておりますが、上記には記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名    | 地位及び担当                     | 重要な兼職の状況                                                            |
|-------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 矢野 進  | 代表取締役執行役員会長                | 株式会社ニチリン 社外取締役                                                      |
| 矢野 浩史 | 代表取締役執行役員社長<br>リピッド事業本部長   |                                                                     |
| 川林 正信 | 取締役常務執行役員<br>グループ生産統括      |                                                                     |
| 大橋 幸浩 | 取締役上席執行役員<br>香粧品事業本部長兼研究所長 |                                                                     |
| 村瀬 千弘 | 取締役                        |                                                                     |
| 太田 進  | 取締役                        | 株式会社ワイエムシィ 社外監査役                                                    |
| 堀江 清  | 監査役（常勤）                    |                                                                     |
| 三築 正典 | 監査役（常勤）                    |                                                                     |
| 益田 哲生 | 監査役                        | 中之島中央法律事務所 代表パートナー<br>江崎グリコ株式会社 社外取締役<br>ヤンマーホールディングス株式会社 社外<br>監査役 |
| 鈴木 一史 | 監査役                        | 太陽鋳工株式会社 代表取締役社長<br>東邦金属株式会社 社外取締役<br>株式会社ニチリン 社外取締役                |

- (注) 1. 当社は、経営における透明性と意思決定の迅速性を高める為、2003年6月24日より、「執行役員制」を導入しております。
2. 取締役 村瀬千弘氏及び太田進氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 社外取締役 村瀬千弘氏及び太田進氏、社外監査役 益田哲生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 監査役 益田哲生氏及び鈴木一史氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 社外監査役 益田哲生氏は、弁護士の資格を有しており、会社法に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役 鈴木一史氏は、過去に経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当期中の取締役の異動  
取締役 太田進氏は、2021年6月23日開催の第153回定時株主総会において、新たに選任され、就任致しました。
8. 当期中の監査役の異動  
監査役 鈴木一史氏は、2021年6月23日開催の第153回定時株主総会において、新たに選任され、就任致しました。
9. 社外取締役 太田進氏は、東レエンジニアリング株式会社の相談役でありましたが、2021年6月23日付で退任致しました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を2021年2月25日開催の取締役会にて決議致しました。

取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成されております。

固定報酬は月額とし、役職毎に社内規程に基づき決定しております。

業績連動報酬は、業績連動賞与と株価連動賞与で構成されております。

業績連動賞与は、当該年度の個別営業利益、連結純利益の水準を勘案し、賞与総額を決定の上、各取締役の業績貢献から各々の配分額を決定し、一定の時期に支給します。

実績については、当該年度の個別営業利益は2,931百万円、連結純利益は3,472百万円です。

株価連動賞与は、役職毎の株数を社内規程に定めており、当該年度期間の平均株価に基づき決定し、一定の時期に支給します。

実績については、当該年度期間の平均株価は1,934円です。

業績連動報酬の指標については、取締役の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の増大に資する点から選定致しました。

取締役の報酬等の種類毎の割合については、業績連動賞与の額により報酬総額が変動する為、割合は変動するものと致します。

当社では、取締役会の諮問を受けて、独立社外取締役を委員の過半数とする指名報酬委員会にて取締役の報酬に係る社内規程及び報酬等の額に関して十分な審議を行い、その内容を取締役に答申しています。取締役会は、指名報酬委員会からの答申を踏まえて審議を行い、決定しています。以上の点から、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(ご参考)

役員報酬制度改定の概要

(2022年6月23日開催予定の第154回定時株主総会において、会社提案の第4号議案が承認可決されることを条件とします。)

### (1) 報酬構成とその構成比率

取締役（社外取締役を除く。）報酬は、基本報酬、業績連動賞与、株式報酬により構成します。

その構成比率の目安は、評価指標等を100%達成した場合、基本報酬：業績連動賞与：株式報酬=55：35：10とします。

なお、社外取締役は、基本報酬のみとします。

### (2) 業績連動賞与

事業年度毎の業績向上に対する意識を高める為、評価指標を反映した現金報酬とします。

評価指標は、連結EBITDA及び連結純利益の目標値に対する達成度合い及び前年度実績に対する成長率、DOE（連結純資産配当率）の実績値、管掌部門の業績及びESG目標の進捗度合など総合的な会社貢献に関する評価をもとに算出します。

### (3) 株式報酬

株価連動賞与を廃止し、新たに企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式を用いた株式報酬を導入します。

## ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は、2008年6月24日開催の第140回定時株主総会の決議により年額1億8千万円以内（うち社外取締役2千万円以内）、監査役の報酬額は年額3千万円以内としております。なお、当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名です。



## ③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |               | 対象となる<br>役員の数 |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------------|---------------|
|                    |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等       |               |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 180,000<br>(10,440) | 88,941<br>(10,440)  | 91,059<br>(-) | 9<br>(3)      |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 30,000<br>(6,000)   | 30,000<br>(6,000)   | -             | 5<br>(3)      |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 210,000<br>(16,440) | 118,941<br>(16,440) | 91,059<br>(-) | 14<br>(6)     |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

2. 上表には2021年6月23日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち1名は社外取締役)及び監査役1名(社外監査役)を含んでおります。

## (3) 社外役員に関する事項

## ① 取締役 村瀬 千弘

(ア) 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

(イ) 他の法人等の社外役員等の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

(ウ) 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

## (エ) 当期における主な活動状況

企業経営について豊富な知識と経験を有しており、期待された役割に基づき、当社の経営について長期的な展望や当社の従前の発想とは異なった視点から適切な意見をいただくとともに、高い独立性をもって取締役会の監督機能の強化に努めております。当事業年度開催の取締役会には、11回中11回に出席し、主に出身分野である製造業の経験・見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

また、指名報酬委員会に出席し、適宜意見を述べております。

## (オ) 責任限定契約の内容の概要

会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき、善意でありか

つ重過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(カ) 当社の子会社から当期の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

② 取締役 太田 進

(ア) 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

(イ) 他の法人等の社外役員等の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係  
株式会社ワイエムシィの社外監査役を兼職しております。なお、同社と重要な取引その他の関係はありません。

(ウ) 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

(エ) 当期における主な活動状況

企業経営について豊富な知識と経験を有しており、期待された役割に基づき、当社の経営について長期的な展望や当社の従前の発想とは異なった視点から適切な意見をいただくとともに、高い独立性をもって取締役会の監督機能の強化に努めております。社外取締役就任後開催の取締役会には、9回中9回に出席し、主に出身分野である製造業の経験・見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会に出席し、適宜意見を述べております。

(オ) 責任限定契約の内容の概要

会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき、善意でありかつ重過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(カ) 当社の子会社から当期の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

③ 監査役 益田 哲生

(ア) 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係  
中之島中央法律事務所の代表パートナーを兼職しております。なお、同事務所と重要な取引その他の関係はありません。

(イ) 他の法人等の社外役員等の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

江崎グリコ株式会社の社外取締役及びヤンマーホールディングス株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、両社と重要な取引その他の関係はありません。

(ウ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(エ) 当期における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、11回中11回に出席し、監査役会には、12回中12回に出席し、主に弁護士として独立性・中立性を持った立場から、監視及び助言、提言を行っております。

(オ) 責任限定契約の内容の概要

会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき、善意でありかつ重過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(カ) 当社の子会社から当期の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

④ 監査役 鈴木 一史

(ア) 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

太陽鋳工株式会社の代表取締役社長を兼職しております。なお、同社は当社の主要株主であります。

(イ) 他の法人等の社外役員等の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

東邦金属株式会社の社外取締役及び株式会社ニチリンの社外取締役を兼職しております。なお、両社と重要な取引その他の関係はありません。

(ウ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(エ) 当期における主な活動状況

社外監査役就任後開催の取締役会には、9回中9回に出席し、監査役会には、9回中9回に出席し、主に経営者として培われた豊富な経験や幅広い見識を当社の監査に活かしていただき、取締役の監督及び的確な助言、提言を行っております。

(オ) 責任限定契約の内容の概要

会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき、善意でありかつ重過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度

- とする契約を締結しております。
- (力) 当社の子会社から当期の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

#### **(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を填補しております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社（海外子会社を除く。）の取締役及び監査役であり、その保険料は会社が全額負担しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 40,000千円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金  
銭その他財産上の利益の合計額 48,250千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている海外の子会社があります。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の対応に関する助言指導業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠について確認し検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬として上記の金額に同意しました。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

## 6. 会社の体制及び方針

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・「定款」に適合することを確保する為の体制  
当社は、法令等遵守（以下、「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、その徹底をはかる為、当社グループの「経営理念」、「企業行動規範」・「企業行動基準」などを「倫理綱領」において明確化し、以下の体制を整備する。

- (1) 「倫理綱領」は、当社グループの日常業務における行動規範であり、管理部門を主管部門と定め、小冊子を作成の上、当社グループの役員・社員に配布し、定期的に教育・研修を実施する。
  - (2) 「倫理規程」に基づき、代表取締役社長が倫理管理責任者、各役員及び事務局をメンバーとする倫理委員会を設置し、全社的な倫理方針の決定あるいは問題となる事項の審議等を行う。また、社内に窓口を置く内部通報制度を設け、問題の未然防止、法令違反等を早期に発見し解決する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
  - (3) 「内部統制管理規程」に基づき、代表取締役社長が指名する委員長、管理部門及び内部監査部門で構成する内部統制委員会を設置する。内部統制の整備・運用を推進し、財務報告の適正性及び内部監査の有効性の確認を行うとともに、コンプライアンスに関する取り組みを統括する。
  - (4) 内部監査部門は管理部門と連携の上、各部門及び当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査する。
  - (5) これらの活動は、代表取締役社長及び内部統制委員会に報告され、定期的に当社の取締役会及び監査役会等に報告されるものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 法令及び「文書管理規程」、その他社内規程に基づき、取締役の職務の執行・意思決定に係る情報及び文書（電磁的記録を含む。以下、同じ。）を保存し、管理する。  
これらの情報及び文書は以下の通りとする。
    - ・ 株主総会議事録と関連資料
    - ・ 取締役会議事録と関連資料
    - ・ 常務会議事録と関連資料
    - ・ 取締役が主催するその他の重要な会議の経過の記録又は指示事項と関連資料
    - ・ 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
    - ・ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
  - (2) 取締役及び監査役はいつでもこれらの文書を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社グループはリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけている。  
当社は、「リスクマネジメント（以下、「RM」という。）規程」及び「内部統制管理規

- 程」に基づき、その徹底をはかる為、以下のような体制を整備する。
- (1) 事業活動に関わるリスクを統合的に把握・コントロールする為にRM方針を定め、代表取締役社長を委員長とし、その他の業務執行を担当する取締役・執行役員で構成する全社RMシステム委員会を組織する。
  - (2) 委員会はRMに関する目標・計画の策定、実施状況・有効性の評価及びRMシステムの改善・是正、その他全般的事項を審議する。
  - (3) 委員会が決定した目標と計画に基づいて、各本部における各部門は、それぞれが抱えるリスクの洗出しから対策の立案・実施を行い、さらに実施内容の有効性を評価して改善につなげる活動を実践する。
  - (4) 重大事故や大規模地震・台風等の自然災害が発生した場合や、感染症のまん延、その他制御不能な事態が発生した場合の対応を「RM規程」に定め、緊急事態発生時の報告体制や、適切な対応をはかる仕組みを整備する。また、事業継続計画書を策定し、損失の極小化に努めるとともに迅速な事業継続をはかる。
  - (5) 内部監査部門は、当社グループのリスク管理体制の有効性について監査し、取締役会、監査役会等に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制
- (1) 当社は、経営の意思決定及び監督機能と会社の業務執行機能を分離する執行役員制を導入し、「取締役会規則」及び「執行役員規程」に基づき、責任範囲と権限を明確にする。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び「定款」に定める事項並びにその他重要な事項を決議し、取締役及び執行役員の業務執行を監督する。
  - (2) 当社は、取締役会を定期的に開催する他、必要に応じて適宜開催する。経営計画の策定や経営方針に関わる重要な事項は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員で組織する常務会において多面的に審議する。
  - (3) 当社は、取締役会において中期経営計画を策定の上、年度毎の予算管理を通じて、経営上の課題や目標の進捗状況など重要な情報を共有し、経営の効率化をはかるとともに、目標達成に努める。
  - (4) 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項は、「組織及び職務分掌規程」、「稟議取扱規程」に基づき、意思決定手続きを明確化し、効率的な業務執行体制を整備する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保する為の体制

- (1) 当社で定める「倫理綱領」をグループ共通の倫理行動基準として、当社グループ内へ周知し、共有する。
  - (2) 子会社の取締役、監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行及び経営の適法性・効率性などにつき、監視・監督又は監査を行う。
  - (3) 当社グループ全体の経営強化をはかる為、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営について経営企画部門を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行い、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。また、定期的に、グループ各社会を開催し、当社グループ全体の経営課題について協議する。
  - (4) 内部統制委員会の活動を通じて、管理部門・内部監査部門が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を定期的に監査し、整備・運用を指導する。
  - (5) 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況並びにその他上記(2)から(4)において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査役会等に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役補助使用人を設置し、補助にあたらせる。
  - (2) 監査役より監査業務の指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役等の指揮命令は受けない。また、当該使用人の人事異動、人事評価等に関しては監査役の同意を必要とする。
- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告をする為の体制
- (1) 監査役は、取締役会、その他重要な会議や委員会に出席する。
  - (2) 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人は、法令に基づく事項の他、当社の規定する「監査役監査基準」に基づき、監査役が求める事項について適宜報告する。
  - (3) 以下の事項については速やかに監査役に報告するべく周知徹底をはかる。
    - ・当社グループに著しい損害、不利益を及ぼすおそれのある事実
    - ・法令、「定款」、「倫理綱領」等に違反する行為を発見した場合又はおそれのある場合の当該事実



- ・ 内部通報制度に基づく通報の状況
- ・ 内部監査部門による内部監査計画、結果等
- ・ その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

(4) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の手続その他の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保する為の体制

(1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役職務の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換を行い、それぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携をはかり監査を実施する。また、業務執行取締役及び重要な使用人との定期的な個別ヒアリングの機会を設ける。

(3) 監査役は、社外取締役が独立性に影響を受けることなく情報収集ができるよう、適宜意見交換を行い社外取締役との連携をはかる。

(4) 監査役は、子会社の業務執行者・監査役との意見・情報交換等の機会を設け、連携をはかる。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

(1) 当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを「倫理綱領」に規定し、基本方針とする。

(2) 総務部門を中心に外部機関からの情報収集や、取締役及び使用人への情報提供など、実効的運用の為の社内体制を整備する。

## 7. 業務の適正を確保する為の体制の運用状況

① 取締役職務の執行について

取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されております。当事業年度にお

いて、取締役会を11回開催し、各議案についての審議を行い、重要事項を決定するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

当社は執行役員制度を採用しており、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な意思決定を行っております。

当社は倫理委員会を設置しており、「倫理綱領」及び「社員行動指針」等の倫理方針を決定するなど、当社グループの倫理・法令遵守に関する重要事項の審議・決定を行っております。

#### ② 損失の危機の管理

当社は、全社RMシステム委員会を開催し、リスク管理に関する目標・計画を策定するとともに、当事業年度における重大リスクの取組み状況について確認を行っております。また内部監査室は、リスク管理体制・運用状況の監査を行っております。

#### ③ グループ会社の管理体制について

子会社の監督指導は、子会社の取締役、監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行っております。

財務報告の適正性と信頼性を確保する為、「関係会社規程」に基づき、子会社の経営について業績、経営計画の進捗状況、業務の進捗状況について定期的に報告を求めています。

内部監査室は、内部統制に係る内部監査において、グループ各社のコンプライアンス体制や内部統制システムの整備・運用状況を監視しております。

会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任し、グループ各社を含めた会計監査及び内部統制監査を受けております。

#### ④ 監査役の職務の執行について

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は4名（うち、2名は常勤監査役、2名は社外監査役（うち、1名は独立性を有する社外監査役））で構成されており、監査役会議長は常勤監査役が務めています。当事業年度においては、監査役会を12回開催し、4名の監査役全員がすべての監査役会に出席しました。また、常勤監査役は代表取締役との協議を行うとともに、監査役会として社外取締役との意見交換を行いました。

監査役会では、監査役会の規則、監査役監査の基準を定めており、各監査役は、期首の監査役会で決議した監査計画（年度監査方針、監査方法、重点監査項目、年間監査スケジュール及び監査役の職務分担等）に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席

(当事業年度においては、11回開催されたすべての取締役会に全員が出席しました。)、重要書類の閲覧、主要な部門、事業所、グループ子会社に対する業務及び財産の状況の調査、取締役の業務執行状況及び当社グループの内部統制システム全般の監査等を通じ、独立した立場から、必要な報告、意見の表明を行っております。

また、内部統制システムの構築及び運用の実効性について、会計監査人、内部監査室と定期的に会合を持ち、緊密な連携を通して当社の状況を適時適切に把握する体制をとっております。

⑤ 反社会的勢力排除に向けた運用状況

反社会的勢力との取引を回避する為、取引先と締結する契約書には、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込み、反社会的勢力による事業活動への関与の拒絶を明記しております。また、警察など外部機関から反社会的勢力に関する情報収集を継続的に実施するとともに、社内に向けた注意喚起を行っております。

~~~~~  
本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	30,224,271	流 動 負 債	7,611,766
現金及び預金	12,862,645	支払手形及び買掛金	3,928,700
受取手形及び売掛金	8,703,595	未払金	757,375
商品及び製品	3,087,092	未払法人税等	985,079
仕掛品	2,116,475	賞与引当金	778,695
原材料及び貯蔵品	3,216,976	役員賞与引当金	92,259
その他	239,580	環境対策引当金	61,332
貸倒引当金	△2,095	設備関係未払金	362,000
		その他の	646,323
固 定 資 産	24,583,335	固 定 負 債	2,635,427
有形固定資産	12,772,930	繰延税金負債	2,267,152
建物及び構築物	3,505,334	環境対策引当金	117,223
機械装置及び運搬具	1,315,673	退職給付に係る負債	111,707
土地	3,644,767	長期未払金	15,600
建設仮勘定	3,775,146	預り保証金	103,236
その他	532,008	資産除去債務	9,430
無形固定資産	307,314	その他の	11,077
投資その他の資産	11,503,089	負 債 合 計	10,247,193
投資有価証券	11,205,190	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	26,889	株 主 資 本	37,230,699
その他	271,010	資 本 金	5,933,221
		資 本 剰 余 金	6,803,377
		利 益 剰 余 金	25,790,799
		自 己 株 式	△1,296,698
		その他の包括利益累計額	6,501,567
		その他有価証券評価差額金	5,784,914
		繰延ヘッジ損益	34,721
		為替換算調整勘定	675,778
		退職給付に係る調整累計額	6,154
		非支配株主持分	828,145
		純 資 産 合 計	44,560,413
資 産 合 計	54,807,607	負 債 純 資 産 合 計	54,807,607

連結損益計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		33,448,650
売上原価		23,170,277
売上総利益		10,278,372
販売費及び一般管理費		5,396,482
営業利益		4,881,889
営業外収益		
受取利息	29,524	
受取配当金	235,782	
その他	38,071	303,378
営業外費用		
支払利息	1,335	
為替差損	56,512	
その他	311	58,159
経常利益		5,127,108
特別利益		
固定資産売却益	37,011	37,011
特別損失		
固定資産除却損	54,676	
減損損失	89,602	
投資有価証券売却損	2,818	147,097
税金等調整前当期純利益		5,017,023
法人税、住民税及び事業税	1,444,961	
法人税等調整額	9,445	1,454,407
当期純利益		3,562,615
非支配株主に帰属する当期純利益		90,272
親会社株主に帰属する当期純利益		3,472,343

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年 4 月 1 日残高	5,933,221	6,803,377	23,358,507	△1,025,109	35,069,997
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,032,982		△1,032,982
親会社株主に帰属する当期純利益			3,472,343		3,472,343
自 己 株 式 の 取 得				△271,589	△271,589
従業員奨励福利基金拠出			△7,069		△7,069
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,432,291	△271,589	2,160,702
2022年 3 月31日残高	5,933,221	6,803,377	25,790,799	△1,296,698	37,230,699

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年 4 月 1 日残高	6,675,536	7,877	365,750	△3,152	7,046,012	730,739	42,846,750
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					-		△1,032,982
親会社株主に帰属する当期純利益					-		3,472,343
自 己 株 式 の 取 得					-		△271,589
従業員奨励福利基金拠出					-		△7,069
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△890,622	26,844	310,027	9,306	△544,444	97,405	△447,038
連結会計年度中の変動額合計	△890,622	26,844	310,027	9,306	△544,444	97,405	1,713,663
2022年 3 月31日残高	5,784,914	34,721	675,778	6,154	6,501,567	828,145	44,560,413

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	22,098,660	流 動 負 債	9,842,879
現金及び預金	10,621,898	買掛金	1,208,262
受取手形	199,253	未払金	444,775
売掛金	3,937,530	未払費用	127,048
商品及び製品	1,994,774	未払法人税等	674,705
仕掛品	1,816,553	前受金	29,005
原材料及び貯蔵品	2,651,852	預り金	6,343,508
前払費用	30,784	賞与引当金	541,945
短期貸付金	647,048	役員賞与引当金	91,059
その他の流動資産	198,964	環境対策引当金	61,332
固 定 資 産	24,867,450	設備関係未払金	321,238
有形固定資産	10,103,147	固 定 負 債	2,262,841
建築物	2,282,777	繰延税金負債	2,124,358
構築物	179,961	環境対策引当金	117,223
機械装置	1,097,380	長期未払金	15,600
車両運搬具	11,641	預り保証金	1,959
工具器具備品	299,202	資産除去債務	3,700
土地	2,465,866	負 債 合 計	12,105,720
建設仮勘定	3,766,317	(純資産の部)	
無形固定資産	47,559	株 主 資 本	29,178,292
借地権	1,977	資 本 金	5,933,221
電話加入権	4,257	資 本 剰 余 金	6,803,377
施設利用権	0	資本準備金	6,803,362
ソフトウェア	41,324	その他資本剰余金	14
投資その他の資産	14,716,744	利 益 剰 余 金	17,738,391
投資有価証券	10,887,460	利益準備金	863,560
関係会社株	2,606,132	その他利益剰余金	16,874,831
関係会社出資金	1,046,370	配当引当積立金	200,000
長期貸付金	80,000	別途積立金	5,010,000
長期前払費用	44,430	繰越利益剰余金	11,664,831
前払年金費用	26,889	自 己 株 式	△1,296,698
その他の投資等	25,460	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,682,097
		その他有価証券評価差額金	5,682,097
資 産 合 計	46,966,110	純 資 産 合 計	34,860,389
		負 債 純 資 産 合 計	46,966,110

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,660,798
売 上 原 価		10,197,148
売 上 総 利 益		5,463,649
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,532,150
営 業 利 益		2,931,499
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,614	
受 取 配 当 金	937,836	
為 替 差 益	5,444	
雑 収 入	67,305	1,022,201
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,527	
雑 損 失	304	30,832
経 常 利 益		3,922,868
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	36,846	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	36,846
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	50,611	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2,818	53,430
税 引 前 当 期 純 利 益		3,906,284
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	945,622	
法 人 税 等 調 整 額	△16,723	928,898
当 期 純 利 益		2,977,385

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
					配 当 引 当 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2021年4月1日残高	5,933,221	6,803,362	14	6,803,377	863,560	200,000	5,010,000	9,720,427	15,793,988
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				-				△1,032,982	△1,032,982
当期純利益				-				2,977,385	2,977,385
自己株式の取得				-					-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-					-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,944,403	1,944,403
2022年3月31日残高	5,933,221	6,803,362	14	6,803,377	863,560	200,000	5,010,000	11,664,831	17,738,391

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日残高	△1,025,109	27,505,478	6,510,086	6,510,086	34,015,565
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,032,982		-	△1,032,982
当期純利益		2,977,385		-	2,977,385
自己株式の取得	△271,589	△271,589		-	△271,589
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		-	△827,989	△827,989	△827,989
事業年度中の変動額合計	△271,589	1,672,813	△827,989	△827,989	844,824
2022年3月31日残高	△1,296,698	29,178,292	5,682,097	5,682,097	34,860,389

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

日本精化株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 高崎 充 弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 美濃部 雄 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精化株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精化株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

日本精化株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高崎 充 弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 美濃部 雄 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精化株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切である

かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査に立会うことにより確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

日本精化株式会社 監査役会

常勤監査役 堀江 清 ㊟

常勤監査役 三築 正典 ㊟

社外監査役 益田 哲生 ㊟

社外監査役 鈴木 一史 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題のひとつと考え、1株当たりの連結純利益の増加に努めております。剰余金の配当につきましては、DOE（連結純資産配当率）3.0%を目安とし、配当水準の向上と安定化を目指すことを基本方針としております。

この配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、金銭によることとし、1株につき29円（総額684,849,703円）の配当金を当期末における株主様に対してお支払いさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金（1株につき25円）を含めました当期の年間配当金は、1株につき54円となります。

なお、期末配当の効力発生日（期末配当金の支払開始日）は2022年6月24日（金曜日）であります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の通り変更を行うものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとることを定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を、法務省令で定める範囲に限定することができるようにする為、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となる為、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものと致します。
- (2) 当社においては、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離する為に執行役員制度を導入しておりますが、この度、取締役の員数につきまして、将来の成長を踏まえた適正な員数とする為、現行定款第18条(取締役の員数)に規定する11名以内を変更案第19条(取締役の員数)に規定する9名以内に変更を行うものであります。
- (3) 当社のコーポレートガバナンス体制に合わせて、相談役制度を廃止することに伴い、相談役を規定する現行定款第20条(代表取締役および役付取締役)を変更案第21条(代表取締役及び役付取締役)に変更を行うものであります。
- (4) 取締役会の柔軟な運営を可能とする為に、現行定款第23条(取締役会の招集権者および議長)を変更案第24条(取締役会の招集権者及び議長)に変更を行うものであります。
- (5) 取締役及び監査役として有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備する為、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第27条(取締役の責任免除)第2項を変更案第28条(取締役の責任免除)第2項に、現行定款第35条(監査役の責任免除)第2項を変更案第36条(監査役の責任免除)

第2項に変更を行うものであります。なお、変更案第28条（取締役の責任免除）第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(6) 現行定款第38条（自己株式の取得）を移設して、変更案第8条（自己株式の取得）とし、これに伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

(7) その他、用語、項番等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 精製樟脳、再製樟脳、樟脳油、医薬品、化学製品、工業薬品<u>および</u>香料の製造、販売<u>ならびに</u>問屋業</p> <p>(2) 樹脂、精油、塗料、油脂製品<u>および</u>食品関係製品の製造、販売<u>ならびに</u>問屋業</p> <p>(3) 医薬部外品の製造、販売<u>ならびに</u>問屋業</p> <p>(4) 化粧品の製造、販売<u>ならびに</u>問屋業</p> <p>(5) 化学肥料<u>および</u>農業薬品の製造、販売<u>ならびに</u>問屋業</p> <p>(6) 前各号関連品の輸出入</p> <p>(7) 樟樹その他の植林</p> <p>(8) 不動産の利用、管理、売買<u>および</u>賃貸</p> <p>(9) 有価証券の保有利用</p> <p>(10) 前各号に関連<u>および</u>附帯する業務<u>ならびに</u>投資</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会<u>および</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 精製樟脳、再製樟脳、樟脳油、医薬品、化学製品、工業薬品<u>及び</u>香料の製造、販売<u>並びに</u>問屋業</p> <p>(2) 樹脂、精油、塗料、油脂製品<u>及び</u>食品関係製品の製造、販売<u>並びに</u>問屋業</p> <p>(3) 医薬部外品の製造、販売<u>並びに</u>問屋業</p> <p>(4) 化粧品の製造、販売<u>並びに</u>問屋業</p> <p>(5) 化学肥料<u>及び</u>農業薬品の製造、販売<u>並びに</u>問屋業</p> <p>(6) 前各号関連品の輸出入</p> <p>(7) 樟樹その他の植林</p> <p>(8) 不動産の利用、管理、売買<u>及び</u>賃貸</p> <p>(9) 有価証券の保有利用</p> <p>(10) 前各号に関連<u>及び</u>附帯する業務<u>並びに</u>投資</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">《現行第38条から移動》</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料並びに株主の権利の行使に関する手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当会社の株主は、<u>「株式取扱規則」</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い<u>及び</u>手数料並びに株主の権利の行使に関する手続きは、法令<u>又は</u>本定款のほか、取締役会において定める<u>「株式取扱規則」</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人をおく。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条、第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めたる順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人をおく。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第13条、第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めたる順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>《削除》</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">《新設》</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は11名以内とする。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は9名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議については累積投票によらない。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。また、取締役会の決議により相談役若干名を選定することができる。</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については累積投票によらない。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第21条、第22条 (条文省略)</p>	<p>第22条、第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は法令に別段定めある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は法令に別段定めある場合を除き取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。</p> <p>2 取締役会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれにあたる。 ただし、当該取締役に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会招集の通知は会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の場合には更にこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会招集の通知は会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし緊急の場合には更にこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「<u>取締役会規則</u>」による。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第31条、第32条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会招集の通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の場合には更にこれを短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第32条、第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会招集の通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の場合には更にこれを短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める「<u>監査役会規則</u>」による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第36条（条文省略）</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第37条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第38条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払配当金には利息をつけない。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第37条（現行どおり）</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>《変更案第8条へ移動》</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払配当金には利息をつけない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">《新設》</p>	<p>附則 <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u> 3 本条の規定は、<u>2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願い致したいと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

なお、取締役候補者の指名にあたりましては、独立社外取締役の知見及び助言を活かすとともに、手続きの公正性・透明性・客観性を確保する為、独立社外取締役を委員の過半数とする指名報酬委員会において審議しております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
候補者番号1 矢野浩史 (1964年6月29日)	1989年4月 当社入社 2006年9月 当社企画室長 2010年6月 当社執行役員 2011年4月 当社経営企画室長 2015年6月 当社取締役 当社精密化学品事業本部長 2017年4月 当社リピッド事業部長 2020年6月 当社代表取締役執行役員社長 現在に至る 2021年10月 当社リピッド事業本部長	32,190株
(選任理由) 矢野浩史氏は、2010年に執行役員就任後、取締役執行役員を経て、2020年から代表取締役執行役員社長に就任し、当社の経営全般の指揮及び監督を通じて当社のガバナンス体制の強化に取り組んでいます。これらの豊富な経験と事業全般に関する高度な見識をもとに、当社の持続的な企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者と致しました。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
候補者番号2 やのすすむ 矢野進 (1955年4月19日)	1978年4月 当社入社 2000年4月 当社医薬製造部長 2002年11月 当社医薬品工場長 2003年6月 当社執行役員 当社生産技術本部副本部長兼高砂工場長 2004年6月 当社取締役 当社生産技術本部長 2006年6月 当社代表取締役執行役員社長 2020年6月 当社代表取締役執行役員会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ニチリン社外取締役	75,147株
(選任理由) 矢野進氏は、2003年に執行役員就任後、取締役執行役員を経て、2006年から代表取締役執行役員社長として当社グループの企業価値向上に貢献してきました。2020年からは代表取締役執行役員会長として、当社グループの経営全般の指揮及び監督を通じて当社グループのガバナンス体制の強化に取り組んできました。今後は、より大局的な見地から、これらの豊富な経験と事業全般に関する高度な見識をもとに、当社の持続的な企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者と致しました。		
候補者番号3 かわばしまさのぶ 川林正信 (1955年9月5日)	1974年4月 当社入社 2005年3月 当社高砂工場長 2008年6月 当社執行役員 2008年10月 当社生産技術本部長 2010年6月 当社取締役 現在に至る 2015年6月 当社常務執行役員 現在に至る 2017年6月 当社グループ生産統括 現在に至る	28,984株
(選任理由) 川林正信氏は、2008年に執行役員就任後、2010年取締役執行役員を経て、2015年に取締役常務執行役員に就任し、生産技術部門を統括するとともに、取締役として、これまで培った知識や経験を当社の経営全般に反映させてきました。これらの豊富な経験と事業全般に関する高度な見識をもとに、当社の持続的な企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者と致しました。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
候補者番号4 おおはし ゆきひろ 大橋 幸浩 (1960年7月26日)	2000年9月 当社入社 2005年9月 当社香粧品研究室長 2006年6月 当社香粧品研究開発部長 現在に至る 2008年6月 当社執行役員 2009年4月 当社研究開発本部副本部長 2011年4月 当社香粧品事業本部長 現在に至る 2011年6月 当社取締役 現在に至る 2013年5月 当社研究所長 現在に至る 2021年6月 当社上席執行役員 現在に至る	62,917株
(選任理由) 大橋幸浩氏は、2008年に執行役員就任後、2011年取締役執行役員を経て、2021年に取締役上席執行役員に就任し、香粧品事業部門を統括するとともに、取締役として、これまで培った知識や経験を当社の経営全般に反映させてきました。これらの豊富な経験と事業全般に関する高度な見識をもとに、当社の持続的な企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者と致しました。		
候補者番号5 [社外] むらせ ちひろ 村瀬 千弘 (1945年6月17日)	1968年3月 ダイトーケミックス株式会社 入社 1992年6月 同社取締役 2000年6月 同社常務取締役 2002年4月 同社代表取締役社長 2002年6月 同社代表取締役執行役員社長 2008年6月 当社取締役 現在に至る 2009年6月 ダイトーケミックス株式会社 代表取締役執行役員社長退任	0株
(選任理由及び期待される役割の概要) 村瀬千弘氏は、企業経営について豊富な知識と経験を有しており、当社の経営について長期的な展望や当社の従前の発想とは異なった視点から適切な意見をいただけるとともに、高い独立性をもって取締役会の監督機能の強化に努めていただくことを期待役割として引き続き社外取締役候補者と致しました。		
候補者番号6 [社外] おおた すずむ 太田 進 (1952年10月13日)	1975年4月 東レ株式会社 入社 2006年6月 Toray Industries (Malaysia) Sdn. Bhd 取締役 兼 Penfibre Snd. Bhd 社長 2013年6月 関西ティーマーケイ株式会社 代表取締役社長 2015年1月 東レエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 2019年6月 同社相談役 2021年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ワイエムシー 社外監査役	0株
(選任理由及び期待される役割の概要) 太田進氏は、企業経営について豊富な知識と経験を有しており、当社の経営について長期的な展望や当社の従前の発想とは異なった視点から適切な意見をいただけるとともに、高い独立性をもって取締役会の監督機能の強化に努めていただくことを期待役割として引き続き社外取締役候補者と致しました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者村瀬千弘、太田進の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者村瀬千弘、太田進の両氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合は引き続き独立役員となる予定です。
4. 候補者村瀬千弘、太田進の両氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、村瀬千弘氏が14年、太田進氏が1年になります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役が期待される職務を適切に行えるよう、その責任を会社法に定める範囲内で免除できる旨を定めるとともに、社外取締役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にする為現行定款において、社外取締役との間で、社外取締役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲内に限定できる契約を締結できる旨を定めております。社外取締役候補者である村瀬千弘氏及び太田進氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再選が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次の通りであります。
- ① 会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約であります。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと致します。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を填補しております。
当該保険契約の被保険者は当社及び子会社（海外子会社を除く。）の取締役及び監査役であり、本議案において各取締役候補者の選任が承認可決された場合には、各再任候補者は引き続き被保険者となります。なお、当該保険契約は2022年11月に更新する予定です。

(ご参考)

取締役候補者及び監査役のスキル・マトリックス

	氏名	企業経営	ESG・サステナビリティ	製造・技術・研究	営業・マーケティング	財務・会計	国際性・多様性	法務・リスクマネジメント
取締役候補者 監査役	矢野浩史	○	○		○	○	○	○
	矢野進	○		○	○			○
	川林正信	○		○			○	
	大橋幸浩		○	○	○		○	
	村瀬千弘	○	○	○	○		○	○
	太田進	○	○	○	○		○	○
	堀江清			○	○		○	
	三築正典		○	○				
	益田哲生		○					○
	鈴木一史	○	○			○	○	○

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第4号議案 役員報酬制度の改定に伴う、取締役に対する報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

1. 提案の理由

当社では、中長期的な企業価値向上を図る為の報酬体系のあり方について、独立社外取締役が過半数を構成する指名報酬委員会において、議論を重ねてまいりました。

その結果、業績を達成することの責任を明確にするとともに、株主の皆様との一層の価値共有を通じて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした報酬制度を導入することと致しました。

報酬制度の改定は、指名報酬委員会よりの答申を受け、2022年4月28日開催の取締役会で決議しております。本議案は、上記取締役会で決議された報酬制度の改定にあたって、取締役の報酬額を現行の「年額1億8千万円以内（うち社外取締役2千万円以内）」から「年額2億5千万円以内」に引き上げる（取締役に対する報酬額の改定）と共に、当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対して、当該報酬額とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式報酬の付与の為の報酬枠を設定する（譲渡制限付株式報酬制度の導入）ことにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものです。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）、その他諸般の事情を考慮して決定しており、相当であると考えております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合も、取締役の員数に変更はございません。

2. 議案の内容

(1) 取締役に対する報酬額の改定

当社の取締役の報酬額は、2008年6月24日開催の第140回定時株主総会において、年額1億8千万円以内（うち社外取締役2千万円以内）とご承認をいただいております。

今般、役員報酬制度の見直しの一環として、業績に対するより一層のインセンティブを与える制度とし、また、経済情勢及び経営環境の変化に伴う取締役の責務の増大等諸般の事情を考慮致しまして、当社の取締役に対する報酬額を年額2億5千万円以内（ただし、

使用人部分を有する取締役へ支給する使用人職務分の給与及び賞与は含めません。)と改定することにつき、本株主総会において株主の皆様にご承認をお願い致したいと存じま

(2) 譲渡制限付株式報酬制度の導入

①本制度の導入目的等

本制度は、対象取締役を対象に、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るとともに、当社の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを付与することを目的とした制度です。

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与する為に金銭債権を報酬として支給することとなる為、その導入にあたっては本株主総会において係る支給をすることにつき株主の皆様のご承認を得られることが条件となります。

そこで、上記「(1) 取締役に対する報酬額の改定」においてご承認をお願いしている改定後の取締役報酬額とは別枠にて、あらたに対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願い致したいと存じます。

②本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額5千万円以内(ただし、使用人部分を有する取締役へ支給する使用人職務分の給与及び賞与は含めません。)とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)と致します。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定致します。

また、本制度による当社の普通株式(以下、「本株式」といいます。)の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間において、以下の内容を含んだ譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」とい

います。)を締結致します。なお、本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

【本割当契約の内容の概要】

①譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した直後の時点までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。

②退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下、「役務提供期間」といいます。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

③譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、i) 当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合、又は、ii) 当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整します。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

④組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関

する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合において、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

【ご参考】

1. 役員報酬制度改定の概要

（本株主総会において、会社提案の第4号議案が承認可決されることを条件とします。）

（1）報酬構成とその構成比率

取締役（社外取締役を除く。）報酬は、基本報酬、業績連動賞与、株式報酬により構成します。

その構成比率の目安は、評価指標等を100%達成した場合、基本報酬：業績連動賞与：株式報酬＝55：35：10とします。

なお、社外取締役は、基本報酬のみとします。

（2）業績連動賞与

事業年度毎の業績向上に対する意識を高める為、評価指標を反映した現金報酬とします。

評価指標は、連結EBITDA及び連結純利益の目標値に対する達成度合い及び前年度実績に対する成長率、DOE（連結純資産配当率）の実績値、管掌部門の業績及びESG目標の進捗度合など総合的な会社貢献に関する評価をもとに算出します。

（3）株式報酬

株価連動賞与を廃止し、新たに企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式を用いた株式報酬を導入します。

2. 当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務しない執行役員に対し、割り当てる予定です。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2008年6月24日開催の第140回定時株主総会の決議により、年額3千万円以内とご承認いただき現在に至っております。本年4月に株式会社東京証券取引所が実施致しました市場区分の再編等に伴い、監査役の責務や期待される役割が増大するなか、有用かつ多様な人材を確保する為、監査役の報酬額を年額5千万円以内と改定させていただきたいと存じます。なお、現在監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）であります。

＜株主提案（第6号議案から第7号議案）＞

株主提案に係る各議案については、提案株主様から提出された株主提案書面の該当記載を原文のまま記載したものであります。

第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2008年6月24日開催の第140回定時株主総会において、年額180百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内）とすることが承認されているが、今般、当社の取締役（社外取締役である取締役を含み、以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに年額180百万円以内、付与株式数の上限85,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付き株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役（社外取締役を含む）とするのみならず、監査役、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

第6号議案に対する当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対致します。**

(2) 反対の理由

当社役員報酬制度の改定につきましては、独立社外取締役が過半数を構成する指名報酬委員会での答申を受け、2022年4月28日開催の取締役会において、譲渡制限付

株式報酬の導入を含む報酬制度の見直しを決議し、これらに関する議案を本株主総会に第4号議案として付議致しております。従いまして、本株主提案の理由として記載されている「株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与える」という目的は、当社が付議を予定している議案（以下、「当社議案」といいます。）を承認可決いただくことにより十分達成されるものと考えます。

なお、本株主提案における譲渡制限付株式報酬制度と、当社議案における譲渡制限付株式報酬制度とは、具体的内容が異なっておりますが（例えば、当社議案においては、当社の社外取締役を除く取締役に対して支給する金銭債権の総額は5千万円以内、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内となっております。）、当社議案における譲渡制限付株式報酬制度の内容は、当社の実情を踏まえて慎重に検討したものであり、相当であると考えております。

また、本株主提案による株式報酬制度は、3年間かけて固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限株式を付与するよう設計するものとされておりますが、当社が導入を予定している報酬制度においては、評価指標等を100%達成した場合、「基本報酬：業績連動賞与：株式報酬=55:35:10」を目安としております。当該目安は、当社の実情を踏まえて、短期的インセンティブ及び中長期的インセンティブをバランス良く取り入れるよう慎重に検討した結果であり、相当であると考えております。

第7号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数2,370,000株、取得価額の総額金4,977,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

第7号議案に対する当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対致します。**

(2) 反対の理由

当社は、自己株式の取得は、資本効率及び株主還元の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行の為に有効であると認識しております。直近でも2022年2月開催の取締役会決議に基づき、2022年2月25日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において取得総数131,000株、取得総額270,908,000円の自己株式を取得致しました。また、当社は2022年4月28日開催の取締役会において、利益配分に関する基本方針の変更を決議し、DOE（連結純資産配当率）3.0%を目安とすることを方針とすることにより、株主還元についても、配当水準の向上と安定化を着実に実施することをより明確にしております。

当社と致しましては、当社株式の流動性を考慮すると1年間で49億7千7百万円の自己株式を市場にて取得することは現実的ではなく、また、このような提案が可決されれば成長投資の財源が損なわれ、当社の中長期的成長と企業価値の向上が停滞するおそれがあるばかりか財務の安定性を損なうおそれもあり、結果として株主の皆様のお利益を毀損するおそれがあるものと考えております。実際の当社業績等に基づき、当社株式の取引状況及び株価を踏まえながら、適切な時期において自己株式の取得を実施するべきであると当社は考えております。

以 上

●株主総会会場ご案内図



日本綿業倶楽部（綿業会館）

※入口は新館南側をご利用ください。

大阪市中央区備後町2丁目5番8号

地下鉄 御堂筋線

本町駅下車 ③出口より徒歩7分

地下鉄 堺筋線

堺筋本町駅下車 ⑰出口より徒歩5分

（公共交通機関をご利用ください。）

◆お土産のとりやめについて◆

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供はとりやめさせていただきました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主様へのお願い

- ◎新型コロナウイルス感染症拡大状況に鑑み、株主様におかれましては、議決権行使書をご返送又はインターネット等で議決権を行使していただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討ください。
- ◎会場への入場の際には、検温を実施させていただき、発熱など体調不良と見受けられる方はご入場をお断りする場合があります。なお、ご出席される株主様は、マスクの着用とアルコールによる手指消毒などの感染拡大予防策へのご協力をお願い申し上げます。
- ◎本年も会場内の席の間隔を確保する為、座席数が大幅に減少しています。大変恐縮ですが、満席の場合には、ご入場いただけませんので、予めご了承ください。
- ◎今後の状況により、株主総会の対応等に変更が生じる場合は当社ホームページ (<https://www.nipponseika.co.jp/>) にてお知らせ致します。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。